

第51号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「115,200円」を「118,800円」に、「25,200円」を「28,800円」に改め、別表第2の2の表中「830円」を「860円」に、「200円」を「210円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立の高等学校に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、編入学し、転学し、又は転籍した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等学校等条例別表第2の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。